

県民生活エネルギー価格高騰・脱炭素化支援事業補助金
～よくある問い合わせ～

申請手続き関連

問 申請書を配布している窓口はありますか。

答 配布は行っていないため、県庁ホームページ（環境森林課）からダウンロードしてください。

問 電子メールでの申請は受け付けていないのですか。

答 郵送又は持参による申請に限っており、電子メールでの申請は受け付けておりません。

【提出先】 〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
環境森林課 ゼロカーボン社会づくり担当

太陽光発電設備・蓄電池

問 設置したばかりの設備や現在設置工事中の設備も対象になりますか。

答 この事業は、新たに太陽光パネル等を設置しようとする取組を支援するものですので、交付申請書を提出し、県から交付決定を受けた後に契約等を行ったものが対象となります。そのため、すでに契約締結や設置工事等に着手している場合は対象外となります。

例1	例2	例3
10月20日 契約	10月20日 交付申請	10月20日 交付申請
11月2日 交付申請	10月25日 契約	11月2月 交付決定
	11月2日 交付決定	11月4日 契約
×	×	○

(令和4年10月31日、12月27日一部追記)

問 新築の家に設置する場合も対象となりますか。

答 新築の家に設置する場合も対象となります。ただし、交付決定前に太陽光パネル設置工事の契約を行っている場合は対象外となります。

なお、その場合も、2月28までに施工・支払い等を完了し、事業完了報告を提出いただく必要がございますので、ご注意ください。

×	例1	交付決定前に、家新築（パネル設置工事含む）を契約
○	例2	交付決定後に、家新築（パネル設置工事含む）を契約
○	例3	交付決定前に家新築を契約したが、交付決定後にパネル設置工事を別途契約

また、新築の場合は建築物の確認済証または確認申請書の写しを添付してください。また、建売住宅または中古住宅の購入など、前述の書類が準備できない場合は、登記完了証等、住宅の所有者と住所が確認できる書類を添付してください。

問 設置できる太陽光パネルに上限はありますか。

答 具体的な上限はありませんが、自家消費を目的とした太陽光パネルの設置が対象となります。そのため、必要に応じて電気料金の請求書等を確認させていただき、自家消費の範囲内（電力使用量 \geq 発電見込み量）で交付決定させていただく場合があります。

問 既存設備の撤去費用も対象となりますか。

答 新たな設置や増設を対象としておりますので、既存設備を撤去するような場合は、そもそも支援の対象外となります。

問 太陽光発電設備で発電した電力の余剰分の売電は認められないのですか。

答 本事業により導入した設備が発電した電力については、自家消費が前提であり、売電を前提とした設備導入や、電力使用量のピークに合わせた設備導入など日常的に余剰電力が発生するような取組は補助対象外となります。

しかしながら、一時的に発生する余剰電力について、相対・自由契約により売電することは認められます。ただし、FIT売電（固定価格買取制度の認定を受けての売電）は認められません。

問 蓄電池だけ設置しようとする場合も対象になりますか。

答 蓄電池については、太陽光パネルとセットで設置する場合のみ対象となりますので、蓄電池のみは対象外となります。

問 蓄電池の「導入経費が1kWhあたり15.5万円以下であること」とはどういう意味ですか。

答 次の表により、ご確認ください。

	例1	例2	例3
蓄電池の容量	6 kWh	6 kWh	6 kWh
導入価格（税抜き）	120万円	96万円	92万円
1 kWh の価格	20万円	16万円	15.3万円
適否	×	×	○

高効率給湯器への更新

問 電気でお湯を沸かすタイプ（エコキュート等）の設備も対象となりますか。

答 エコキュートのようにお湯を沸かすだけのタイプの設備は対象外となり、電気と熱の両方を供給できるタイプ（エネファーム）が対象となります。

(令和4年10月31日追加)

問 エコキュートからの更新も対象となりますか。

答 対象外です。化石燃料を用いるタイプの給湯器からの更新が対象となります。また、既

存のガス給湯器に発電システムを追加するなど、熱電併給を可能にする工事も対象とします。

問 新築の家に導入する場合も対象となりますか。

答 既存の設備を更新する場合を対象としておりますので、新築住宅の場合、対象外となります。

問 既存のガスボイラー等の設備の処分費用も対象となりますか。

答 既存の設備の処分費用は対象外です。

(令和4年10月31日追加)

問 エネファーム設置場所の基礎工事も対象となりますか。

答 新しい設備の導入に最低限必要な基礎工事は対象とします。

窓ガラスの断熱改修

問 ガラスだけでなく、窓枠も対象となりますか。

答 ガラスの交換と合わせた窓枠の改修も対象となります。

(令和4年11月9日追加、令和4年12月9日一部追記)

問 省エネ建材等級とは何ですか。

答 経済産業省が定める性能表示制度により、窓等の断熱性能に応じて定められた等級のことです。

なお、ガラスとサッシを別々に仕入れるなど、購入時点で等級の表示がない場合については、組み合わせることにより省エネ建材等級★2つ以上相当(熱貫流率が4.65以下)の断熱性能を満たすことができれば補助対象とします。その際は、見積書に各設備の熱貫流率を記載するとともに、製品カタログの写しなど、導入する設備の熱貫流率が確認できる資料を提出してください。

(令和4年10月31日追加、11月21日訂正)

問 既存の窓ガラスに内窓(うちまど)を追加設置する費用も対象となりますか。

答 ~~対象外です。建物の外皮部分(外気に接する部分)に設置・施工する費用のみが補助対象となります。~~

⇒(訂正)内窓の設置も、建物の外皮部分(外気に接する部分)との組み合わせにより二重窓としてみなし、設置・施工費用を補助対象とします。その他、ガラス部分のみの交換やカバー工法による窓の取付けも対象としております。ただし、いずれの場合も、省エネ建材等級★2つ以上相当(熱貫流率4.65以下)の断熱性能を満たすことが確認できる資料を提示できる場合に限りです。

問 新築の家に導入する場合も対象となりますか。

答 既存の窓ガラスの改修のみを対象としておりますので、新築住宅の場合、対象外となります。

(令和4年10月31日追加)

問 店舗や事務所との併用となっている家に導入する場合も対象となりますか。

答 専用住宅であることを条件としており、店舗、事務所等との併用となっている住居への導入は対象外です。

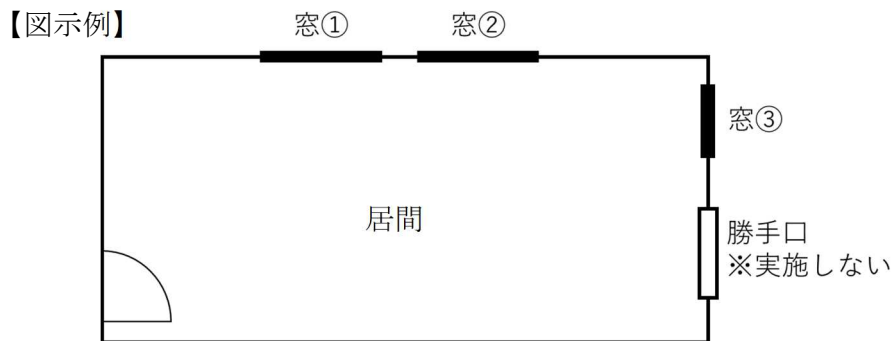
(令和4年10月31日追加)

問 一つだけの窓を改修する費用も対象となりますか。

答 対象外です。居間または主たる居室を実施範囲に含み、かつ、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置・施工する場合は補助対象となります。

(令和4年12月9日追加)

また、上記の要件を満たすことを確認させていただくため、間取り図を簡易的に図示いただくとともに、対象の窓の位置と対応するよう見積書にも番号(①～)を記載してください。



(令和4年12月9日追加)

問 勝手口や特殊な窓の改修をしない場合、対象となりませんか。

答 勝手口を改修しない場合も対象となります。なお、勝手口を改修する場合、ガラス面積がドア面積の50%以上であれば補助対象とすることができます(熱貫流率の要件を満たす場合に限る)。

また、300×200mm以下のガラスを用いた窓や、換気を目的としたジャロジー窓等を改修しない場合も対象となります。なお、勝手口と同様に、熱貫流率の要件を満たす場合は改修費用を補助対象とすることができます。

問 既存の窓ガラスの処分費用も対象となりますか。

答 既存の窓ガラスの処分費用は対象外です。